

羽生市立学校適正規模審議会委員名簿

氏名	役職	委員区分	学校区	
			小学校	中学校
佐藤 敏之	新郷第一小学校校長	小中学校長	新郷第一小	西中
鳥海 一寿	村君小学校校長	小中学校長	村君小	東中
福島 弘充	南中学校校長	小中学校長	—	南中
小島 啓仙	羽生市PTA連合会会長	PTA会員	川俣小	西中
松本 俊一	羽生市PTA連合会副会長	PTA会員	岩瀬小	南中
島田 和幸	羽生市PTA連合会副会長	PTA会員	三田ヶ谷小	東中
大塚 理恵子	羽生北小学校運営協議会委員	学識経験者	羽生北小	西中
山本 正輝	須影小学校運営協議会委員	学識経験者	須影小	南中
藤間 政行	村君小学校運営協議会委員	学識経験者	村君小	東中
木村 勝行	新郷第二小学校運営協議会委員	学識経験者	新郷第二小	南中
蓮見 喜義	井泉小学校運営協議会委員	学識経験者	井泉小	東中
篠崎 春子	手子林小学校運営協議会委員	学識経験者	手子林小	東中
井上 葉子	羽生南小学校運営協議会委員	学識経験者	羽生南小	南中
櫻井 洋	羽生市公民館連絡協議会	学識経験者	三田ヶ谷小	東中
宇都木 一男	羽生市企画財務部長	学識経験者	—	—

定数15名以内

任期 委嘱・任命の日から2年間（令和元年11月13日から令和3年11月12日まで）

○羽生市立学校適正規模審議会規程

昭和43年6月1日
教育委員会規程第1号

改正 平成20年3月19日教委規程第1号

第1条 羽生市立小中学校規模の適正化を図るため、羽生市教育委員会の諮問機関として羽生市立学校適正規模審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校適正規模に関する基本的な重要施策について調査審議し、これらの事項に関して、教育委員会に答申する。

第3条 審議会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 現在の小中学校規模の調査審議と学校規模の適正化
- (2) 学校規模適正化の年次計画
- (3) その他、学校規模に関する必要事項

第4条 審議会委員の定数は15名以内とし、次のものの中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小中学校長
- (2) 市立学校PTA会員
- (3) 学識経験者

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。
会長は、審議会の会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第7条 会議は必要に応じ、会長が招集する。

第8条 審議の経過及び結果は文書をもって教育長を通じ、教育委員会に答申しなければならない。

第9条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第10条 審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日教委規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。